



老計発第0726002号
平成14年7月26日

各都道府県介護保険主管部（局）長 殿

厚生労働省老健局計画課長

**指定痴呆対応型共同生活介護（痴呆性高齢者グループホーム）が
提供するサービスの外部評価の実施について**

指定痴呆対応型共同生活介護（痴呆性高齢者グループホーム。以下「グループホーム」という。）におけるサービスの質の向上を図ることを目的として、今般、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準について」（平成11年9月17日老企第25号）の一部改正が行われ、グループホームにおいて提供されるサービスの質について、各都道府県の定める基準に基づき、まず自ら評価を行った上で、各都道府県が選定した評価機関の実施するサービス評価（以下「外部評価」という。）を受け、その評価結果を踏まえて総括的な評価を行うことが義務付けられたところであるが、それらに係る具体的な事項に関し、下記のとおり定めたので、御了知の上、管内市町村、関係団体、グループホーム等にその周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言として発出するものである。

記

1 外部評価の目的

- (1) 外部評価は、事業者が「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「基準」という。）第163条第6項の規定に基づいて行わなければならない「指定痴呆対応型共同生活介護の質の評価」の一環として位置づけるものであること。
- (2) 具体的には、事業者は、外部評価の結果と、当該評価を受ける前に行った自己評価の結果を対比して両者の異同について考察した上で、外部評価の結果を踏まえて総括的な評価を行うこととし、これによって、サービスの質の評価の客観性を高め、サービスの質の改善を図ることを狙いとするものであること。

2 外部評価の頻度

事業者は、その事業所ごとに、原則として少なくとも年に1回は外部評価を受けるものとすること。

ただし、各都道府県における実施体制の状況に応じて、平成16年度までは、同年度末までの間に1回受けければ足りるものとして差し支えないこと。

3 外部評価の手続

(1) 事業者から評価機関に対する申込み

ア 事業者が外部評価を受けようとするときは、都道府県から連絡先等について情報提供を受けている評価機関（各都道府県が管内のグループホームに係る外部評価を適切に実施する能力があると認めて選定した法人をいう。以下同じ。）に申し込むこと。

イ 評価機関の具体的な要件及び選定手続等については、別紙1のとおりとすること。

また、評価機関が業務を行う際の実施要領及び各都道府県の定める外部評価に係る項目の参考例については、それぞれ別紙2及び別紙3のとおりであること。

(2) 評価機関による外部評価の実施

ア 事業者は、評価機関に申し込んだ後、同機関との間で評価業務委託契約（参考例：別紙4）を結び、その契約に基づき同機関に対して評価手数料を支払うこと。

イ 評価機関は、別紙2の参考例に基づき実施要領を定め、当該要領及び事業者と結んだ評価業務委託契約に基づき外部評価を行うこと。

(3) 評価結果の公開

ア 評価機関は、利用者によるグループホームの選択に資するために、社会福祉・医療事業団が運営する「福祉保健医療情報ネットワークシステム（WAM NET）」を利用して、外部評価の結果を広く公開すること。

イ 事業者は、外部評価の結果の詳細版（評価調査員のコメント等が付されたもの）を、

- ① 利用申込者又はその家族に対する説明の際に交付する重要事項を記した文書に添付の上、説明すること。
- ② グループホーム内の見やすい場所に掲示するほか、入居者の家族に送付等を行うこと。

4 評価機関に関する経過措置

(1) 都道府県において所要の体制を整えるのに要する期間を考慮し、次のいずれかに該当する都道府県は、平成16年度末までの間は、「高齢者痴呆介護研究・研修東京センター」(以下「東京センター」という。)に対して、管内のグループホームの外部評価を行うことを依頼することができるものとすること。

ア 適当な評価機関を選定することができない都道府県

イ 選定した評価機関だけでは管内のすべてのグループホームについて外部評価を行うことができない都道府県

(2) (1)により東京センターに評価機関の業務を依頼する都道府県は、次によるものとすること。

ア あらかじめ、管内のグループホームに係る外部評価の実施計画を策定し、東京センターに対し、これを添えて評価機関の業務を依頼すること。

イ 東京センターからアの依頼に対する同意を得たときは、管内のグループホームに対し、東京センターが外部評価を実施する旨、同センターの連絡先等を通知すること。

(3) 東京センターは、評価機関としての業務を円滑に実施するために、(1)により依頼のあった都道府県ごとに協力機関(別紙1の2参照)を設置し、活用することとしていることから、当該都道府県は、次の事項をはじめとする協力を行わなければならないこと。

ア 協力機関の推薦

イ 評価調査員の養成研修に関して協力機関が行う事務への協力
(例:評価調査員養成研修の場所の提供、講師の手配等)

(4) その他、詳細については追って通知する。

外部評価の評価機関の要件及び選定手続等について

外部評価の評価機関の要件、評価機関となるための選定の手続等については次のとおりであるので、各都道府県におかれでは、これに基づき具体的な要件等を定め、管内の評価機関となることを希望する法人に対し周知いただくとともに、各法人から評価機関となることについての申請がなされた場合には、その申請内容が具体的な要件等を満たしているかどうかを審査し、満たしている場合には評価機関として選定することとされたい。

1 評価機関の要件

- (1) 法人であること。
- (2) 評価を適切に行う能力を有する評価調査員を、必要数確保していること。

① 評価調査員は、別添の標準的なカリキュラムに基づき、評価機関が自ら又は適當と認めた法人に委託して実施する研修を受講しているものであること。

ただし、関連の研修（痴呆介護実務者研修、介護相談員養成研修等）を既に修了した者にあっては、カリキュラムの一部が重複している場合には、選定を行う都道府県の判断により、当該部分を受講していなくてもこの条件を満たしたものとして取り扱って差し支えないこと。

② 評価調査員は、第三者としての客観的な観点から評価の実務を行うことができると認められる者でなければならないこと。特に、現にグループホームを運営し、若しくはグループホームに勤務し、又はグループホーム事業者により組織される団体の役職員である者は適当でないこと。

③ 1つのグループホームに対し複数の評価調査員が共同で評価を実施することに留意した上で、管内のグループホーム設置数及び介護保険事業支援計画等を踏まえた設置見込み数を勘案し、管内のすべてのグループホームについて少なくとも1年に1回の外部評価を実施することが可能なだけの評価調査員の数が確保されていること。

ただし、管内において既に外部評価を実施する評価機関が選定されている場合、または複数の評価機関が評価業務を行うことを申し出ている場合には、各評価機関の規模等を勘案した上で、それぞれ適切と認められる数の評価調査員を確保し、全体として管内のすべてのグループホームに対する外部評価が円滑に行われるようことで足りること。

また、平成16年度までの特例として評価の実施頻度を緩和する場合にあっては、その間に限り、当該緩和した内容に応じた評価調査員数が確保されなければ足りること。

(3) 痴呆介護に関する学識経験者、グループホーム事業者、痴呆性高齢者の家族の代表者等からなる評価審査委員会を設置していること。

評価審査委員会は、別紙2の6の(3)のただし書きによる場合のほか、1年に1回を目途として定期的に開催され、評価事業について報告を受け、その内容について意見を述べ、評価事業の運営の適正化を図るものであること。

(4) 評価結果について、社会福祉・医療事業団が運営する「福祉保健医療情報ネットワークシステム(WAM NET)」に掲載して公表することとしていること。

また、当該手続を行う担当者が配置されていること。

(5) 次に掲げる規程等を定め、それらに基づいて適切に業務が行われる体制となっていること。

① 別添のカリキュラムを盛り込んだ評価調査員養成研修実施要領

② 評価依頼の受付、評価手続、評価審査委員会の手続、WAM NETによる情報公開等を盛り込んだ外部評価実施要領(別紙2参照)

③ 外部評価の実施に関し、評価を受けようとするグループホーム事業者との間で締結する契約書のひな型(別紙4参照)

④ その他都道府県において定める書類

(6) 次の例のように公正中立な立場で外部評価を実施することが困難な状況があるなど、都道府県として当該法人に外部評価を行わせることが不適当と認める事由がないこと。

① 当該法人が自らグループホームを設置・運営しているとき。

② 当該法人の理事会等の構成員の多数が、グループホームの事業者、従業者によって占められているとき。

③ 外部評価を行う上で十分な資金計画が立てられていないなど、安定的な事業運営の可能性に疑義があるとき。

2 協力機関の業務について

(1) 評価機関は、対象地域の規模やグループホームの数等に照らして評価事業を効果的に遂行する上で必要と認めるときは、評価調査員の業務を支援することができる団体等を協力機関とし、必要に応じて対象地域を分割してその地域ごとに、次の業務を行わせることができる。

① 評価実施の日程や、評価を担当する評価調査員を決定するための調整を行うこと。

② 担当する対象地域において評価調査員の養成研修が行われる場合には、会場の確保、対象者に対する連絡、講師の確保等について責任を持って実施するとともに、他の地域の養成研修についても適宜協力すること。

③ 評価の実務に関し、必要に応じて評価調査員の一般的な相談に応じること。

(2) 協力機関は、各グループホームに対する評価結果の検討及び評価報告書の内容の決定に関与してはならないこと。

(3) 協力機関に業務を行わせる場合には、業務の範囲、業務上知り得た秘密の保護、契約解除の条件等を内容とする業務委託契約書を締結すること。

3 評価機関の選定手続等

(1) 都道府県から評価機関としての選定を受けようとする法人は、都道府県の所管課に次の書類を提出し、審査を受けるものとする。

① 評価機関選定申込書

② 法人の定款、寄附行為等及び法人登記簿の謄本

③ 評価調査員名簿又は今後の養成に係る計画書

④ 評価調査員の養成研修の内容を明らかにした文書

⑤ 評価審査委員会の委員名簿及び各委員の就任承諾書

⑥ 委員が団体等の職員である場合は、所属長の就任承認書

- ⑦ 評価手数料及びその算定根拠
 - ⑧ 協力機関に委託する場合は、その理由及び業務委託契約書、並びに当該機関が団体であるときは団体の名称、代表者名、所在地、連絡先及び委託業務を主として行う者の役職・氏名、当該機関が個人であるときは氏名、住所及び連絡先
 - ⑨ その他都道府県において必要と認める書類
- (2) 評価機関は、選定を受けた後に前項の内容のいずれかに変更が生じたときは、変更後の当該書類を遅滞なく都道府県の所管課に提出するものとする。
- (3) 都道府県は、評価機関を選定したときは、当該機関の名称、連絡先、評価手数料、評価調査員の数等の情報を、管内のグループホームに通知するものとする。
- (4) 評価機関は選定を受けた後に評価事業を廃止しようとするときは、事業終了の3か月前までに廃止の理由を付して都道府県の所管課に届け出るものとする。
都道府県は、当該届出を受理したときは、管内における事後の外部評価が円滑に行われるよう、必要な手当を行うものとする。
- (5) 都道府県は、選定した評価機関がその要件を欠くに至った場合、その他公正中立な立場で評価を行うのにふさわしくないと思われる状況が生じた場合には、選定を撤回するものとする。
なお、この場合の手続等については、次のとおりとする。
- ① 都道府県は、選定した評価機関について選定の要件が具備されているかを確認するために、書類の提出を求め、評価機関の職員から状況を聴取し、又は必要な調査を行うことができるものとする。
 - ② 評価機関は、上記の調査等がなされるときは、積極的にこれに協力するものとする。
 - ③ 都道府県は、評価機関としての要件を欠く具体的な事実を確認したときは、期限を付して当該事実の是正を求め、是正されない場合には選定を撤回するものとする。
 - ④ 都道府県は、選定の撤回に当たっては、文書をもって通知しなければならないものとする。

(別添) 評価調査員が履修すべき標準的なカリキュラム

(1) 痴呆性高齢者及び痴呆介護に係る理解

- ① 痴呆の人に現れる症状、障害等
- ② 痴呆の一次要因と増悪要因
- ③ 痴呆の人に関する理解
- ④ 痴呆介護の役割

(2) グループホームに係る理解

- ① グループホームの歴史及び現状
- ② グループホームの理念、期待される役割等
- ③ グループホームに係る制度（介護保険制度、グループホームに係る運営基準、介護報酬の内容等）
- ④ グループホームに係るケアの基本的視点、グループホームの直面している課題等

(3) グループホームの自己評価及び外部評価について

- ① 目的及び必要性
- ② 評価項目それぞれの内容、背景等
- ③ 評価調査員の役割及び義務
- ④ 外部評価手続

(4) 外部評価の実習

* 痴呆介護実務者研修又は介護相談員養成研修を修了している者については、上記のうち（1）に係る研修を修了しているものとして取り扱うことができる。

* その他介護に係る研修を修了している者については、当該研修のカリキュラム等を確認した上で各都道府県の判断により、上記（1）～（3）のうち一部の研修を修了しているものとして取り扱うことができる。

グループホームの外部評価実施要領（ひな形）

[評価機関の名称]（以下、「当機関」という。）におけるグループホームの外部評価の実施については、本実施要領に定める。

1. グループホームの外部評価の目的と基本方針 (各評価機関において記入)

2. 外部評価の体系及び評価項目

別添1によるものとする。

なお、評価を受けるグループホームが複数のユニットで構成されている場合には、特別な事情がある場合を除き、下記の評価手続はすべてのユニットについて行った上で、最終的な評価はグループホーム全体を単位として行うものとする。

3. 外部評価の構成

外部評価は、当機関の委嘱する複数の評価調査員（そのうち、主となる評価調査員を主任評価調査員とする。）により実施された「書面調査」と「訪問調査」の結果を総合した上で、当機関としての決定に基づき行う。

4. 書面調査

当機関は、グループホームから外部評価の依頼を受けた場合には、所定の手続きに基づき契約の締結、評価手数料の受領を行った後に、「グループホーム現況調査」と「自己評価調査」を目的として、次の書面の提出を求める。

（1）グループホーム現況調査

評価を受けるグループホームから、「痴呆性高齢者グループホームの適正な普及について」（平成13年3月12日老計発第13号）に定めた情報公開項目（別添2）について記した文書その他グループホームの運営やサービス提供に係る文書の送付を受けることにより行う。

（2）自己評価調査

評価を受けるグループホームから、「痴呆性高齢者グループホームの自己評価項目の参考例等について」（平成14年1月28日老計発第3号）に沿って各都道府県において定められた自己評価項目（別添3）について、当該グループホームを設置・運営する法人の代表者の責任の下に、管理者が介護従業者と協議しながら実施した直近の自己評価結果について記した文書の送付を受けることにより行う。

5. 訪問調査

- (1) 訪問調査は、書面調査を実施した後に、評価調査員がグループホームを訪問し、別添1の評価項目についての調査を行うことにより実施する。
- (2) 訪問調査は原則として1日間とし、当該グループホームの運営状況の概要等について評価調査員全員が管理者等から説明を受けた後、現状の確認及び所定の評価項目に関する状況の調査を行う。
- (3) 所定の調査作業を終了した後、管理者等を交えて全体的な総括と確認を行い、訪問調査を終了する。
- (4) 緊急を要する事項（明らかな基準省令違反により、入居者に対するサービスの質が著しく低下している場合等）があった場合には、評価調査員は、当機関を通じて都道府県の担当部局に通報するなど、適切な対応を行う。

6. 評価結果の確定

- (1) 主任評価調査員は、書面調査及び訪問調査の結果を総合的に判断し、別添1の評価項目について、訪問調査を行った評価調査員全員の合意により評価を行い、遅滞なく評価報告書を当機関あて提出する。
- (2) 当機関は、(1)の報告書の提出を受けたときは、評価を受けたグループホームに対して、郵送又は電子メールにより同報告書の写しを送付し、意見がある場合には挙証資料を添付した上で、当機関が定める日までに提出することができる旨を告知する。
- (3) 当機関は、(2)の告知期間が経過した後に、(1)の報告書を踏まえて当機関としての評価結果を決定する。
また、評価を受けたグループホームから告知期間内に(2)の意見及び挙

証資料の提出があったときは、これを参酌して（1）の報告書の内容を検討し、当機関としての評価結果を決定する。

ただし、いずれの場合にあっても、（1）の報告書又は評価を受けたグループホームからの（2）の意見と挙証資料について専門的な観点から審査を行う必要があると判断したときは、評価審査委員会（委員名簿：別添4）を開催するものとし、その審査結果を踏まえた上で、当機関としての評価結果を決定する。

7. 結果の通知等

当機関は、評価結果を決定したときは、これを評価を受けたグループホームに通知するとともに、定められた様式及び方法に従い、社会福祉・医療事業団が運営する「福祉保健医療情報ネットワークシステム（WAM NET）」に掲載する。

また、当該結果を評価を受けたグループホームに通知する際は、当該グループホームとしての評価結果に関する事後の改善状況を「WAM NET」に掲載する手続について、併せて情報提供するものとする。

8. その他

本実施要領は、評価を受けるグループホームからの求めに応じて開示することとする。

- 〔（別添1）外部評価項目
- （別添2）情報公開項目
- （別添3）自己評価項目
- （別添4）評価審査委員会委員名簿

* 別添1～別添3については、各都道府県において定めた項目を添付。